

一般財団法人日本のM&A推進財団 賛助会員規約

この規約（以下「本規約」という。）は一般財団法人日本のM&A推進財団（以下「当法人」という。）が定める賛助会員に関する事項を定めたものである。

第1章 総 則

第1条（賛助会員の役割）

当法人の賛助会員は、第2条に定める支援の遂行により当法人の掲げる目的の達成を支援する。

第2条（賛助会員の支援）

賛助会員は、M&Aの専門家として以下の支援を行う。

- (1) 当法人に登録した売手にふさわしい相手方の探索支援
- (2) 賛助会員が探索した売手又は買手のアドバイザリー業務
- (3) 円滑かつ売手・買手双方が納得するクロージングの支援
- (4) 関係文書の作成支援
- (5) M&A後の企業統合プロセスの支援
- (6) 企業の出口戦略に関する適切な情報提供の実施

第3条（賛助会員の要件）

賛助会員とは、以下の要件を全て充たす法人で、第4条の登録手続を経て賛助会員として当法人に登録された者をとする。

- (1) 当法人の目的及び活動に賛同するM&Aを業とする法人で、過去5件以上のM&A仲介又はアドバイザリーの実績を保有する者
- (2) M&Aにおける支援方法としてアドバイザリー方式を採用できる者

第2章 登録・更新

第4条（登録）

第3条に定める賛助会員の要件を満たす法人が賛助会員となるには、次の資料を当法人に提出するとともに、当法人が指定する申込フォームに必要事項を入力して送信しなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 法人の登記簿（発行から3ヶ月以内のもの）

第5条（賛助会員の認定）

賛助会員は当法人の理事の過半数の賛成をもって認定する。

第6条（賛助会員名簿）

賛助会員の名簿は当法人に備える。

第7条（有効期間）

賛助会員は毎年度ごとにその会員資格を更新するものとし、認定の喪失又は認定の解除の申し出がない限り1年毎に自動更新とする。

第8条（更新認定書）

資格の更新が行われた第三者承継士には、新たな有効期間が記載された認定書を発行する。

第9条（届出事項の変更）

賛助会員は、第4条の登録内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人へ届け出るものとする。届出がないために当法人からの通知、送付書類その他のものが延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。但し、届出を行わなかつたことについて止むを得ない事情がある場合はこの限りではないものとする。

第10条（認定の喪失）

賛助会員は、次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 賛助会員本人の意志で資格を返納した場合
- (2) 認定解除となった場合
- (3) 破産、民事再生又はこれに類する法的手続の開始決定を受けた場合
- (4) 営業廃止若しくは解散し又は官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合
- (5) 年会費の納付が期日より2ヶ月以上遅れた場合
- (6) 除名された場合
- (7) 当法人が解散した場合

第11条（認定の解除）

賛助会員は、解除届けを当法人に提出することで、任意に認定を解除することができる。

第3章 賛助会員の権利義務

第12条（賛助会員の権利）

- 1 賛助会員の認定を受けた者は、第2条に定める業務を担当することができる。
- 2 賛助会員は以下の特典を享受できるものとする。
 - (1) 案件情報の提供

- (2) メルマガ等による情報提供
- (3) 勉強会支援（セミナー講師派遣、資料、ツール、事例の提供）

3 当法人は、任意に前項の特典の内容変更又は提供を中止することができる。

第13条（会費）

- 1 賛助会員は毎年4月から翌年3月までの1年間とする年会費100,000円（税別）を支払う。
- 2 年会費は前年の3月末日までに翌年の1年分を一括で支払うものとする。
- 3 認定を受けた初年度は、認定月から次の3月までの月割の年会費を支払う。按分に端数が生じた場合は、100円単位以下を切り上げて計算する。
- 4 会費は、いかなる理由を問わず、入金後の払い戻しは行わないものとする。

第14条（情報提供料）

賛助会員は、当法人が管理するM&A案件が成就しその報酬を受領したときは、下表に定める当法人の成約報酬基準の10%相当額（税別）を情報提供料として当法人に支払うものとする。

譲渡対価の額	成約報酬（別途消費税）
1億円以下の部分	300万円
1億円超10億円以下の部分	3%
10億円超の部分	1%

※譲渡対価の額には、案件提携に際して、企業が使用する株主所有の不動産が譲渡される場合のその額、役員に支払われる退職金の額など、実質的に本件提携に係る譲渡対価であると譲受企業が合理的に認めた額を含む。

第15条（除名）

当法人は、賛助会員が次の各号の一に該当する場合、当法人により通知の上除名することができる。

- (1) 当法人の規約及び規定、規則等に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つける行為又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 当法人の会員としてふさわしくないと当法人が判断したとき

第16条（会員資格を喪失した場合の権利義務）

賛助会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、資格を喪失しても、当該賛助会員は、未履行の義務を免れることはできないものとする。

第4章 一般事項

第17条（法令等遵守）

弁護士、税理士その他の国家資格者が賛助会員として業務を行う場合の権利義務については、当該国家資格に係る法令及び職務規程等（以下「法令等」という。）が本規約に優先し、法令等を遵守するものとし、法令等に違反する報酬等の分配その他の行為は一切禁止する。

第18条（秘密保持）

- 1 賛助会員と当法人は、賛助会員が関与するM&Aに関して一方が情報提供者、一方が情報受領者となって共有する一切の情報（以下「秘密情報」という）を情報提供者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。但し、以下の情報は除くものとする。
 - (1) 入手以前に、既に公知であった情報
 - (2) 入手以前に、既に保有していた情報
 - (3) 入手後に、自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 入手後に、当該情報について正当な開示権限を有する者から開示された情報
 - (5) 秘密情報を使用することなく独自に開発した情報
- 2 賛助会員及び当法人は、以下の場合は秘密情報を開示することができる。
 - (1) 管轄権を有する裁判所又は権限を有する政府機関の効力を有する命令によって、法律上開示する必要がある場合
 - (2) 金融商品取引所若しくは日本証券業協会の要請若しくはそれらの規則による場合
 - (3) 受領当事者の監査のために必要な場合にはその限度
- 3 賛助会員又は当法人が第三者に秘密情報を開示した場合、情報を開示した当事者は、当該第三者に本条に定める受領当事者の義務を遵守させなければならず、当該第三者の義務違反について情報提供者に対する責任を負うものとする。
- 4 情報受領者に対して提供した情報及び資料（その写しを含む）の返還を情報提供者が求めた場合、当該情報受領者は速やかに当該情報及び資料（その写しを含む）を情報提供者に返還するものとし、これらに基づいて作成された情報及び資料（受領した情報及び資料並びにそれらの複製物の上に書き込みがなされたものを含む）については、情報提供者の同意を得てこれを破棄する。性質上返却及び破棄になじまない情報及び資料については、情報提供者の同意を得て消去その他の方法で再利用できないようにするものとする。但し、情報受領者の内部管理目的のため、情報及び資料を保管する場合はこの限りではない。
- 5 本条の秘密保持義務については、賛助会員はその資格喪失後も5年間有効とする。

第19条（個人情報の取扱）

当法人は、賛助会員が届け出た登録情報（住所、電話番号、電子メールアドレス等）及び賛助会員が当法人に提供した個人情報については、別途提示する個人情報の取扱方法及び目的に基づき使用を行うものとする。

第20条（インターネット等による申込等）

賛助会員は、当法人が定める所定のサービス及び特典等の申込み、当法人への問合せ等をインターネット等によって行うことができるものとする。

第21条（変更）

当法人は、本規約その他当法人が定める規約の内容を資格者個別の承諾を得ることなく変更できるものとする。変更後の規約は、当法人が定める時期より効力が生じるものとする。

第22条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とする。

第23条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本会員規約は2025年4月1日より施行する。

一般財団法人日本のM&A推進財団

代表理事 白川 正芳